

人間市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例新旧対照表

令和4年4月1日施行

第6条第2号は、公布の日（令和3年12月28日）施行

新	旧
<p>(法第34条第11号の規定による区域の指定)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により指定する土地の区域は、次に掲げる基準のいずれかに該当する土地の区域とする。ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の9各号に掲げる土地の区域は、この限りでない。</p> <p>(1) 当初区域区分に関する都市計画が決定された日（以下「区域区分日」という。）前から住宅の建築を目的として造成された一団の土地として市長が指定する土地の区域</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する土地の区域</p> <p>ア おおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が、おおむね50メートル以内の間隔で連たんしている地域として、又は区域及びその周辺の地域における自然的条件、建築物の建築その他の土地利用の状況等を勘案し、集落の一体性を確保するために特に必要と認められる地域として、市長が指定する土地の区域（以下「既存の集落」という。）</p> <p>イ 略</p> <p>2 市長は、前項第1号の規定により土地の区域を指定したとき、又は同項第2号アの規定により既存の集落を指定したときには、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第1号の規定により指定した土地の区域及び既存の集落の変更又は廃止について準用する。</p> <p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号</p>	<p>(法第34条第11号の規定による区域の指定)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により指定する土地の区域は、次に掲げる基準に基づき、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1) 当初区域区分に関する都市計画が決定された日（以下「区域区分日」という。）前から住宅の建築を目的として造成された一団の土地_____の区域</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する土地の区域</p> <p>ア 区域内の建築物の敷地がおおむね50メートル以内の間隔で存していること。ただし、区域及びその周辺の地域における自然的条件、建築物の建築その他の土地利用の状況等を勘案し、集落の一体性を確保するために特に必要と認められるときは、この限りでない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>イ 略</p> <p>2 市長は、前項_____の規定により土地の区域_____を指定したときには、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、第1項_____の規定により指定した土地の区域_____の変更又は廃止について準用する。</p> <p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p>

から第7号までに掲げる開発行為は、この限りでない。

(1) 略

(2) 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で次のいずれかに該当するもの

ア 既存の集落

\_\_\_\_\_に、区域区分  
\_\_\_\_\_に、区域区分  
日前から自己又は自己の親族が所有する  
土地において行うもの

イ・ウ 略

(3)～(7) 略

2 市長は、前項第1号の規定により土地の区域を指定したとき \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、第1項第1号の規定により指定した土地の区域 \_\_\_\_\_ の変更又は廃止について準用する。

(都市計画法施行令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)

第6条 都市計画法施行令 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、同令第29条の9各号に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、この限りでない。

(1) 略

(2) 前条第1項第2号から第6号までに規定する開発行為に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(3)・(4) 略

(1) 略

(2) 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で次のいずれかに該当するもの

ア おおむね50以上の建築物(市街化区域に存するものを含む。)が連たんしている地域のうち、市長が指定する土地の区域(以下「既存の集落」という。)

\_\_\_\_\_に、区域区分  
\_\_\_\_\_に、区域区分  
日前から自己又は自己の親族が所有する  
土地において行うもの

イ・ウ 略

(3)～(7) 略

2 市長は、前項第1号の規定により土地の区域を指定したとき、又は前項第2号アの規定により既存の集落を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、第1項第1号の規定により指定した土地の区域及び既存の集落の変更又は廃止について準用する。

(都市計画法施行令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)

第6条 都市計画法施行令 (昭和44年政令第158号) 第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 前条第1項第2号から第7号までに規定する開発行為に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(3)・(4) 略